



砂川市 経済対策

新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者支援事業



砂川市は、新型コロナウイルス感染症による直接的または間接的な影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援します。

【受付期間】 令和2年5月18日(月)～令和3年3月31日(水)

① 中小企業事業継続支援給付金

- ・ 補助額 一律 300,000円
- ・ 対象者 売上高が20%以上50%未満減少した月がある中小企業者



国の持続化給付金の受給対象(50%以上の売上高減少)とならない事業者へ

② 中小企業店舗等確保支援給付金

- ・ 補助額 月額最大 50,000円(3ヶ月分の家賃を全額補助)
- ・ 対象者 売上高が20%以上減少した月がある中小企業者



売上高の減少により家賃補助が必要な事業者へ

【対象業種】 (ア)食料品製造業(イ)印刷業(ウ)宿泊業(エ)飲食店(オ)理容・美容業
(カ)衣服・身の回り品・飲食料品小売業(フランチャイズ契約店を除く)
(キ)写真業(ク)葬儀業(ケ)娯楽業(コ)貸衣しょう業
(サ)一般乗用・貸切旅客自動車運送業

【受付期間】 令和2年5月18日(月)～8月31日(月)

③ 飲食業等雇用継続支援給付金

- ・ 補助額 最大 700,000円(従業員数の規模による)
- ・ 対象者 6人以上の従業員を雇用した中小企業者



事業規模に応じた従業員の確保が必要な事業者へ

【対象業種】 (ア)宿泊業(イ)飲食店

【受付期間】 令和2年5月18日(月)～7月31日(金)

④ 休業支援給付金

- ・ 補助額 一律 100,000円
- ・ 対象者 「休業協力・感染リスク低減支援金」の受給申請を行った個人事業者



道の支援金の受給申請を行った個人事業者に対し、法人との差額分を給付します。

支給には一定の条件があります。

ご不明点がございましたら、市のホームページをご覧ください。
お電話にてお問い合わせください。

砂川市 経済部 商工労働観光課 TEL : 0125-54-2121(内線347)



砂川市 HP はこちら